

2012年1月27日

富山県知事
石井隆一 様

富山県中小企業家同友会
代表理事 中曽根勝人
〒930-0827 富山市上飯野 25
TEL 076-452-6006 fax 076-452-6116

中小企業振興条例制定に当たっての要望・提言

富山県中小企業家同友会の概要

- ・富山県内の中小企業経営者、後継者でつくる団体（全国47都道府県に41,000名の会員、全国的に中小企業家同友会全国協議会＝中同協をつくり連携している）
- ・設立：1980年（昭和55年）6月
- ・会員数：560名（2012年1月現在）
- ・目的：①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
②同友会は、中小企業家が自主的努力によって相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的平和的な繁栄をめざします。

富山県中小企業家同友会は、今日までの激動の時代転換の中、直面する経営課題を解決し将来展望を切り開こうと、経営研究フォーラム・共同求人等さまざまな活動で、“学び”と“実践”を組み合わせた機会を設け、会員の企業と経営者としての成長を支え・前進させて参りました。

とはいえ、私ども中小企業を取り巻く経営環境はかつてない厳しいものであり、さらに東日本大震災等によりますます混迷を濃くしていく様相の中で、中小企業家の多くは手詰まりの状態に陥っているのが現状です。

周知の通り、富山県は、事業所数の約99%、従業員数の約90%が中小企業で働いている、全国の中でも経済構成に占める中小企業の比率がとりわけ高い県と言えます。

したがって、「暮らしに根ざす仕事を生み出す」中小企業が地域に根をはり着実に成長することが、富山の経済の安定的な成長と発展をけん引し、さらに、私たち中小企業の努力が、それに関わる社員などの人間的な成長に結びつくとともに、生活者や消費者の生活の質の向上に繋がるものと考えます。

そのような取り組みは、少子高齢化が進み「縮小」を基調とする経済の中でも、「衰退」を回避し、多様で新たな発展の領域を富山の経済に創り出し、「県民一人ひとりを大切に作る豊かな県づくり」の実現に貢献すると考えられます。

私たち富山県中小企業家同友会は、日本が直面する閉塞状況を中小企業の発展を通じて草の根から打開していくことを要望します。

このような経済を実現するためには、まず広範な中小企業が自ら景気を創る気概をもって「暮らしに根ざす仕事」づくりに挑戦することが重要です。自治体は、中小企業のそのような努力を強力に支援するとともに、内需拡大のために総力を尽くすことが必要と考えます。

富山県中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について、次のような認識に基づいて責任ある要望と提言を行います。

1. 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
2. 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企业（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
3. 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
4. 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
5. 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと、次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいて、ここに中小企業振興条例制定に当たって要望・提言を提出する次第です。

富山県中小企業振興条例制定に当たっての提言

1. 富山県内15市町村の先頭を切って、県が中小企業振興基本条例（仮称）を制定して頂きたい。やがては15市町村が県を見習い、その地域に合った条例制定に向けて動き出すことを期待します。
そのために、県職員・県議会・中小企業団体などが参加する合同の条例学習会を開催し、条例の周知に努めると共に条例が強調する「中小企業の声を聴く」場として位置づけること。
2. 中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議、または振興会議（仮称）」を広範な中小企業（団体）の参加で設置すること。
3. 中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、県の経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする理念を明確にすること。
4. 県は基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、それを実施する責務を明確にすること。
5. 県は、県民に対して中小企業の振興が県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することへの理解を求め、市町村に対しては情報の提示・技術的な助言その他必要な措置を講じるよう努めることを明確にすること。
6. 中小企業者は地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、経営革新・経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への適応の為、自主的に取り組みを進め、また中小企業振興施策に協力することが役割であることを明確にすること。
7. 大企業者は地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚すると共に、中小企業との連携・協力を努め、また中小企業振興施策に協力することが大企業者の役割であることを明確にすること。
8. 県は中小企業振興施策を推進するため、予算の範囲内において適切な支援など財政上の措置を講じるよう明確にすること。
9. 県は毎年1回中小企業施策に関する実施状況を取りまとめ、これを公表し、より効果的なものにするために中小企業者やその他の関係者の意見を聞くことを明確にすること。